

令和7年度 第1回 東北農政局補助事業評価技術検討会

議事概要

- 1 日 時：令和7年12月15日（月）15:00～16:55
- 2 場 所：仙台合同庁舎B棟2階共用第五・第六会議室（宮城県仙台市）
- 3 委員：神宮宇寛委員、高橋英子委員、高山真里子委員、藤科智海委員、森洋委員長
※ 五十音順、敬称略
- 4 内容：
本年度の再評価対象である農業競争力強化農地整備事業2地区（土場川地区、角川原地区）及び農村地域防災減災事業2地区（猿ヶ石北部幹線地区、北照井堰地区）並びに事後評価対象である農村地域防災減災事業1地区（小田島地区）に係る評価結果書案等について説明し、審議を行った。
- 5 審議内容：
 - (1) 補助事業評価（再評価）について
【土場川地区】
 - 藤科委員
　担い手の集積率が4.8%から71.8%に上がっている一方、担い手についても23名から60名に増えているが、どのような要因で担い手が増えたのか実態を教えて欲しい。
 - 農地整備課
　ほ場整備による農地の大区画化を契機に、小規模農家が担い手として経営を続ける意欲が高まり、認定農業者として認定された結果、担い手数が増加したものと考えている。
 - 高山委員
　増えた担い手が地区内の農家なのか、地区外の農家なのかで意味合いが異なると思うが、実態として内訳はどのようにになっているのか。
 - 農地整備課

具体的な数は把握していないが、担い手の中には地区外からの参入者も一定数含まれている。

○ 森委員長

揚排水機場は5か所あり、1か所は改修済みでオーバーホールと聞いたが、残りの4か所はどうか。

○ 事務局

全面改修の予定である。

【角川原地区】

○ 森委員長

10月27日の現地調査において、基礎岩が花崗岩のため、さらさらとしたマサ土が広く分布し、安定した法面を整形するのが難しい旨、説明を受けた。マサ土であるため、水はけのよい地域と考えていたが、湧水処理が必要になっているということは、そのような地域ではないということか。

○ 事務局

マサ土が分布する地域ではあるが、地山の端部においては、山地からの湧水があるため、そのような場所を中心に湧水処理を行っている。

○ 神宮字委員

工期延伸の要因は、転石や湧水の処理とのことだが、今後、同様の理由で事業が延長する可能性はないのか。

○ 農地整備課

地区全体で転石や湧水処理の必要性を確認し工期を変更しているため、同じ要因による延長はないと考えている。

○ 藤科委員

本地区の担い手について、個別担い手4戸が生産法人を作ったという認識でよいか。

○ 農地整備課

生産法人の状況について、事業主体である岩手県に確認し、第2回技術検討会で回答する。

【猿ヶ石北部幹線地区】

○ 藤科委員

希少動物の鳥類に対する配慮として、繁殖時期を避けて施工することだが、施工場所と営巣地の位置関係なども含め、これまでの施工において影響が出ていないか確認したい。

○ 防災課

工事の影響等について、事業主体である岩手県に確認し、第2回技術検討会で回答する。

○ 神宮宇委員

管水路工事で施工延長が長いことから、繁殖期以外の活動場所でも工事による影響が及ぶ可能性があり、慎重な対応が必要と考える。

○ 防災課

繁殖期以外の影響についても、岩手県に確認し、第2回技術検討会で回答する。

○ 高山委員

再評価時の総便益額が、現計画よりも大きくなっている主な要因は何か。

○ 事業計画課

主な要因としては、災害防止効果の算定に用いる想定被害額算定のための単価が上昇していることがあげられる。

○ 森委員長

用水路の管水路化に伴い管理用通路が整備されているが、維持管理に係る便益として見込むことはできないか。

○ 事務局

管路化に伴う施設の維持管理費が節減される効果を計上しているが、管理用通路に関する効果は含まれていない。頂いたご意見は、今後の検討の参考としたい。

【北照井堰地区】

○ 藤科委員

歴史的施設という観点で石積水路の良さを感じている。防災事業であり、緊急性も高いことから、コンクリート二次製品による改修はやむを得ないものと考えているが、残す手法も検討して欲しかったと思っている。

○ 森委員長

地元から、石積水路を残して欲しいという要望はなかったのか。

○ 防災課

当初計画は地元の意向を踏まえ、石積水路区間を積み直すこととしていたが、石材の調達や石工職人の減少により、令和4年度までに12回の入札不調が発生していたため、地元調整を踏まえ、自然石調の意匠が施された大型ブロックを採用する工法に変更することとしたものである。

○ 高山委員

資料4－2の状況説明写真の中で、中段の日向堰の写真は、何れも整備前のもので、それぞれ異なる地点ということですか。

○ 防災課

中段の写真は、何れも整備前の異なる地点の写真である。整備前後が対比された写真を用意する。

○ 藤科委員

希少種の昆虫に対し、施工前に生息していた環境を施工後にも再現するなどの対策を講じているが、環境配慮対策はこれで十分であること確認しているのか。

○ 防災課

環境配慮対策の効果について、事業主体である岩手県に確認し、第2回技術検討会で回答する。

(2) 補助事業評価（事後評価）について

【小田島地区】

○ 藤科委員

作付面積について、水稻の増加分は、飼料用米やWCS稻などと説明があった。一方、牧草は畜産農家の減少により作付面積が減っていると説明された。整合

がとれていないのでないか。

○ 事務局

東根市全体の作付割合は、主食用米以外では、加工用米が多くを占め、その他に飼料用米、新市場開拓用米、WCS 用稻などがある。

○ 藤科委員

効果算定に用いる単価は、主食用米とそれ以外で異なることから、それぞれの単価をもって効果を算定しないのか。

○ 事務局

地区内の主食用米以外の作付面積は把握できていないが、東根市全体では、主食用米以外では加工用米が多くを占めていることから、増加分の75haについては加工用米の単価を用いて効果を算定し、第2回技術検討会で説明する。

○ 神宮字委員

濁水流出防止対策については、本事業で開水路の工事は実施していないため、管水路工事の実施に伴って吐出水槽から開水路に濁水が流れる可能性があることから対策を行った、という理解でよいか。

○ 事務局

本地区の濁水流出防止対策は、石綿管を撤去する際に、石綿の飛散防止のために散水した用水を回収したり、代替送水管を埋設する際に発生する地下水を一次貯留してから上澄みだけを排水したり、濁水が直接排水路に流入するのを防止する対策である。

○ 神宮字委員

質問の意図は、事後評価時点で、既存の生態系への影響を考える必要がない事業内容であったかを確認したかった。

○ 事務局

現地では、ドジョウやミズムシ等の水生生物は確認されているが、希少種は確認されなかつたため、施工時の対応で、事業完了後において特別な対策は行っていない。

○ 神宮字委員

ドジョウやミズムシが確認された場所はどこか。

○ 事務局

確認された場所について、事業主体である山形県に確認し、第2回技術検討会で回答する。

○ 森委員長

特定農業用管水路等特別対策事業は、石綿使用が判明している施設を対象に実施するのか。

○ 防災課

本事業は、石綿が使用されている施設において、石綿を撤去する事業である。

○ 高山委員

事後評価の小田島地区では認定農業者数が整理されており、角川原地区等では担い手の人数が整理されている。認定農業者と担い手の定義は異なるため、記載を統一してはどうか。

○ 防災課

事後評価では、社会情勢の変化として、関係市全体の認定農業者数を整理する様式で全国統一されている。一方、再評価の農業競争力強化農地整備事業（ほ場整備事業）地区は集積率が事業要件となっており、地区内の担い手を把握する必要があることから担い手数を整理している。ご理解いただきたい。

○ 森委員長

効用に関する説明資料の（1）と（2）の算定式の番号について揃えてもらえると見やすい。可能であれば検討願いたい。

○ 事務局

様式は全国で統一されているため、局の判断で修正できないが、本省へ意見を伝える。

(以上)